

令和8年かんまき  
パワーアップクーポン券  
取扱店募集要項

令和8年1月  
上牧町

## 1. クーポン券の発行概要

名 称	かんまきパワーアップクーポン券(第6弾)
発 行 者	上牧町
発 行 総 額	231,000,000円
発 行 冊 数	21,000 冊
クーポン券の種類	<p>①種類</p> <p>住民生活応援券…全ての取扱店で利用できるクーポン券</p> <p>中小店舗応援券…店舗区分【中小店舗】でのみ利用できるクーポン券</p> <p>②店舗面積区分</p> <p>【大規模店舗】店舗面積が1,000m<sup>2</sup>を超える店舗</p> <p>利用可能クーポン…住民生活応援券に限る</p> <p>【中小店舗】店舗面積が1,000m<sup>2</sup>以下の店舗</p> <p>利用可能クーポン…住民生活応援券及び中小店舗応援券</p>
クーポン券の構成	1冊「500円券×22枚」=11,000円分を対象者に交付 内訳 ①住民生活応援券14枚 ②中小店舗応援券8枚
交 付 対 象 者	基準日(令和8年1月1日)時点において、上牧町の住民基本台帳に記録されているかた
クーポン券利用期間	令和8年3月23日(月)～令和8年6月30日(火)
指定金融機関への持込期間	令和8年4月8日(水)～令和8年7月17日(金)
クーポン券換金窓口	町が指定する取次金融機関
取 扱 店 負 担	負担なし

## 2. クーポン券取扱厳守事項

- (1)他店での転用及び未利用クーポン券の直接換金は禁止します。
- (2)クーポン券は物品の販売又は役務の提供(※1件の支払いが5万円以内のリフォーム・修理も可)などの取引において利用可能です。
- (3)クーポン券と現金の交換は禁止しています。
- (4) お釣りは出さないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- (5)商品返品の際の返金はできません。
- (6) お客様からクーポン券が提示されましたら、綴りから必要枚数を切り離してクーポン券のみを受け取りください。
- (7) 綴りから切り離されたクーポン券は原則利用できませんが、お客様が綴りを持っており、商品券の管理番号からその綴りのものと確認できれば、利用できます。
- (8)クーポン券の対象外商品などを独自に定める場合(特売品など)は、あらかじめお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に利用できない旨を明示してください。
- (9)他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、クーポン券利用上限額などを定める場合(特売品など)は、あらかじめお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。

- (10) 利用期限を過ぎたクーポン券は受け取らないでください。利用期限:令和8年6月30日(火)  
(11) クーポン券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(上牧町)は責任を負いません。

### 3. クーポン券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い(振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、電話料金等)
- (2) 不動産や金融商品(土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料(一時預かりを除く)等)
- (3) たばこ
- (4) 町指定ごみ袋・粗大ごみ収集利用券
- (5) 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業において提供される役務に要する支払い  
※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能とする。
- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (9) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) その他、各取扱店舗が指定するもの

### 4. 取扱店登録にあたっての取扱店資格

上牧町において「事業所」、「店舗等」を有する事業者又は上牧町が出資する事業者であること。  
ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び飲食の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者。
- (2) 本町に納めるべき町税を滞納している者。
- (3) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (4) 上記3.【クーポン券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (5) 上牧町の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等。
- (7) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力

団又は暴力団員を利用しているとき。

- (10)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (11)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 5. 取扱店登録申請について

### (1)登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、以下のいずれかの方法で申請してください。

(大型店、量販店、チェーン店、系列店など上牧町内に複数の店舗を持つ事業者は、店舗ごとに申請してください。)

#### <申請方法>

- ① 申請書を記入し、窓口での提出、FAX、または郵送
- ④ WEB での登録

【FAX】0745-76-1002

【郵送先】〒639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地

かんまきパワーアップクーポン券事務局(上牧町役場企画財政課内) 宛

【WEB での登録】上牧町ホームページ かんまきパワーアップクーポン券事業ページ内

### (2)登録受付期間

取扱店申込期間：令和8年1月8日(木)～令和8年6月5日(金)

取扱店申込1次募集締切日：令和8年2月3日(火) 必着

取扱店申込最終締切日：令和8年6月5日(金) 当日消印有効

※令和8年2月3日受付分までは、一覧表に店名を記載し、全世帯にクーポン券と併せて送付します。

※お申し込みをいただいてから、登録まで審査等に時間を要しますので、お早めの申し込みにご協力ください。

### (3)登録

登録申請のあった事業所、店舗等については、かんまきパワーアップクーポン券事務局での審査を経て取扱店として登録(登録料無料)し、店頭に掲示していただく「取扱店表示ポスター」、「クーポン券(見本)」、「換金に必要な資材一式」、「かんまきパワーアップクーポン券取扱店マニュアル」を後日配付します。登録後であっても申込内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

## 6. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1)取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店表示ポスター」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジカウンターなど)
- (2)取引によりクーポン券を受け取ったときは、事務局が事前に配付する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受取を拒否していただき、すみ

やかに警察へ通報していただくとともに、かんまきパワーアップクーポン券事務局までご連絡をお願いします。クーポン券の「見本」については、レジ担当者やクーポン券を取り扱うすべての店員に周知願います。

(3)取引によりクーポン券を受け取ったときは、クーポン券裏面に「受領店印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。また、すでに受領印があるものは、受取を拒否してください。

## 7. 換金について

以下の方法にて換金の手続きが可能です。

### 【換金について】

換金受付窓口	町の指定する取次金融機関(登録完了後にお知らせします。)
持込受付期間	令和8年4月8日(水)～令和8年7月17日(金) 予定
持込受付時間	平日 午前9時00分～午後3時00分
入金回数	8回
最終入金日	令和8年7月31日(金) 予定
手数料	負担なし

### 【換金手続きについて】

- ・利用済クーポン券と換金用伝票を換金受付窓口にお持込みください。
- ・換金受付窓口にて利用済クーポン券の確認を行い、お振込金額を確定します。
- ・クーポン券お持込み後に指定口座に入金いたします。

※詳細なクーポン券の換金方法及び受付入金スケジュールについては、取扱店としての登録完了後に送付させていただく「かんまきパワーアップクーポン券取扱店マニュアル」にてご確認ください。

#### ◆換金請求期間は、

令和8年4月8日(水)～令和8年7月17日(金)までとします。この期間を過ぎてから  
の換金受付には応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。

#### ◆換金用伝票と商品券の枚数が合わない場合は、

取次金融機関から取扱店様へご連絡のうえ、ご返却させていただきます。再度、クーポン券の枚数をご確認のうえ伝票をご記入し持ち込んでください。

## 8. 取扱店の取消等

取扱店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

## 9. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、上牧町が協議しその対応を決定します。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ】

**かんまきパワーアップクーポン券事務局(上牧町役場企画財政課内)**

**TEL:0745-76-2502**